

認可保育園等を利用する世帯への支援を拡大します



9月から拡大

認可保育園等を利用する世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを推進します。詳しくは、お問い合わせください。

●保育園・子ども園等(認可保育園・認定こども園・地域型保育事業等)

0歳～2歳児クラスに通う第1子の基本保育料を無償化します。

●定期利用保育

全てのお子さんの保育料を無償化します。

●児童発達支援

0歳～2歳の第1子の利用者負担と食材料費を無償化します。

●認証保育所・指導監督基準を満たす認可外保育施設

保育料助成額を拡大します。

対象・助成額

保育の必要性の認定事由に該当する

▶0歳～2歳児クラスに通うお子さんがいる世帯

住民税課税世帯…月8万円を限度

住民税非課税世帯…月3万8,000円を限度

▶3歳～5歳児クラスに通うお子さんがいる世帯…月4万円を限度

※認可外保育施設利用者は、助成要件を緩和し、認可保育園等の入園申し込みが不要になります。

※0歳～2歳の第2子以降、3歳～5歳のお子さんは、引き続き無償で支援を受けられます。

☎▶ 保育園・子ども園等・定期利用保育…**保育課入園・認定係**☎(5273)4527、▶ 認証保育所・認可外保育施設…**保育指導課給付係**☎(5273)4584、▶ 児童発達支援…**障害者福祉課経理係**☎(5273)4520

子ども未来基金 助成事業等を募集



申請方法や助成要件等詳しくは、子ども家庭課(本庁舎2階)で配布している募集案内をご覧ください。

●子どもの育ちを支援する活動への助成(二次募集)

☑ 次の全てを満たす団体

▶ 区内で活動している、▶ 構成員数が5名以上、▶ 助成を受けようとする活動の実績がある、▶ 継続的に活動する意思がある

助成額 ▶ 活動費助成…50万円を限度(活動条件に伴う加算あり)、▶ 会場費助成…月3万円を限度

申請期限 12月26日(必着)

●コンサルティングを活用した支援

区内で子どもの育ちを支援する活動を新たに始めたい団体等に、コンサルティングを受ける機会を提供します。

申請期限 12月26日(必着)

●高校生全国大会等出場者助成

部活動等で全国大会等に出場する区内在住の高校生に遠征費を助成します。

申請期限 令和8年3月31日(必着)

☎ **子ども家庭課企画係**☎(5273)4261



シルバー人材センター

パソコン教室(Windows11)



☑ 右表のとおり。午前クラスは午前9時30分～12時、午後クラスは午後1時～3時30分、各全2回

☑ 区内在住・在勤でマウス操作・ローマ字入力ができる方、各クラス5名

費5,000円(別途テキスト代①～⑥は500円、⑦⑧は1,000円)

☑ はがきかファックスに4面記入例のほか受付番号(①～⑩の別)を記入し、7月18日(必着)までに問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選。

場 ☎ 同センター(〒160-0022新宿7-3-29、新宿ここから広場しごと棟)☎(3209)3181・☎(3209)4288・🌐 <https://webc.sjc.ne.jp/shinjuku/>

★同センターの会員になって地域でお仕事しませんか? **区内在住の60歳以上対象**
7月14日(月)・16日(水)に入会説明会を開催します。詳しくは、お問い合わせください。

教室名	日程	クラス	受付番号
ワード基礎	8月1日(金)・8日(金)	午前	①
		午後	②
ワード活用A	9月2日(火)・9日(火)	午前	③
		午後	④
ワード活用B	8月14日(木)・21日(木)	午前	⑤
	9月11日(木)・18日(木)	午後	⑥
エクセル基礎	8月15日(金)・22日(金)	午前	⑦
	9月12日(金)・19日(金)	午後	⑧
エクセル活用A	8月5日(火)・12日(火)	午前	⑨
	9月1日(月)・8日(月)	午後	⑩
エクセル活用B	8月14日(木)・21日(木)	午前	⑪
	9月11日(木)・18日(木)	午後	⑫
Windows11とネット	8月15日(金)・22日(金)	午前	⑬
	9月12日(金)・19日(金)	午後	⑭
	8月13日(水)・20日(水)	午前	⑮
	9月10日(水)・17日(水)	午後	⑯

保険料の納入通知書等を発送します

下記の各制度に加入している方へ発送します。保険料の計算方法等詳しくは、同封のチラシや新宿区ホームページ(右下二次元コード)等でご案内しています。

後期高齢者医療制度 令和7年度保険料納入通知書

●7月11日に発送

令和6年分の所得税・住民税の申告が遅れた方、新宿区以外の住所で住民税が課税されている方等は、保険料が変更になることがあります。

介護保険制度 令和7年度保険料納入通知書・負担割合証

●納入通知書を65歳以上の方へ7月11日に発送

3月18日以降に確定申告・住民税申告をした方等は、保険料が変更になることがあります。※再発行できません。大切に保管してください。

●負担割合証を介護保険の要介護・要支援認定を受けている方や介護予防・生活支援サービス事業の対象者へ7月16日に発送

介護保険サービス等利用時の利用者負担割合(1～3割)を記載しています(適用期間は8月1日～令和8年7月31日)。8月のサービス利用分から提示してください。



スマートフォン決済アプリでも納付できます

スマートフォン決済アプリで納付書のバーコードを読み取って納付できるようになりました。利用できる決済アプリや利用方法等詳しくは、新宿区ホームページ(下二次元コード)をご覧ください。

スマートフォン決済アプリでの納付



後期高齢者
医療保険料



介護保険料

☎▶ 後期高齢者医療制度…**高齢者医療担当課高齢者医療係**☎(5273)4562、▶ 介護保険料納入通知書・介護保険負担割合証(要支援・要介護)…**介護保険課資格係**☎(5273)4597、▶ 介護保険負担割合証(事業対象者)…**地域包括ケア推進課介護予防係**☎(5273)4568